

## 新型コロナウイルス感染症対策関連の経費の 基本的な考え方について

令和2年12月4日の組織委員会、東京都、国の三者会談において、大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策調整会議における中間整理（令和2年12月2日）を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策関連の経費については、東京都及び国が、それぞれ二分の一相当額を負担することを基本とし、アスリート等に係る検査体制の整備や組織委員会が設置する感染症対策センターなどに要する経費については、国が実施する水際対策と同様、大会の感染症対策の中心的機能を果たすことから、国が全額を負担することとされた。

このことを踏まえ、本経費については、国や都の財源を活用して組織委員会が実施する共同実施事業として、共同実施事業管理委員会の下に、新たに新型コロナウイルス感染症対策作業部会を設置し、経費の内容等を確認していくこととした。

毎年度、計画、予算及び執行の段階において、以下の基本的な考え方に基づき、共同実施事業管理委員会で確認することとする。

- ① 経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること
- ② 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること
- ③ 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること
- ④ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること